

滋賀県環境学習推進計画の改定に向けた令和6年度中の動きについて

滋賀県環境政策課

令和7年度末をもって計画期間が終了する現行計画の改定のため、滋賀県環境学習等推進協議会（以下、協議会）で議論いただき、素案を作成した。

昨年度の協議会での主な意見等は下記のとおりである。

記

第1回協議会（R6.8.28）

議題

計画改定の進め方、改定の方向性について

主な意見

- 国の第六次環境基本計画にウェルビーイングの記載がある。環境学習の推進は、持続可能な社会づくりのほか、ウェルビーイングの実現にも重要であり、本計画でも触れるべき。
- 環境学習の推進には学校現場の取組が重要。学校、教員への支援があるとなお良いのでは。
- 「地域」での学習は重要であるため、好事例の掲載などにより推進すべき。

第2回協議会（R6.11.20）

議題

第五次計画の構成案、骨子案について

主な意見

- 「地域」「世界」の要素は重要であり、基本方針でも触れるべき。
- 自然と触れたり学んだりして、人の心が癒される・満たされることで、地球規模で物事を考えることができるようになる、という発想の柱を「環境問題をめぐる課題」に入れてもよい。
- アウトカム指標が「環境保全行動実施率」だけを使うのではなく、ウェルビーイングの要素を入れた「豊かさを感じているか」などの指標も使えないか。

第3回協議会（R7.3.25）

議題

第五次計画の素案について

主な意見

- 基本目標は、「地球」「琵琶湖」「地域」「ウェルビーイング」の要素を含むものにすべき。
- 気候変動と生物多様性の損失が人間社会に対して影響の大きな2大テーマであるため、環境学習を行う意義としても触れるべき。
- 指導者育成と活躍の場づくりを関連付けて取り組む必要がある。
- 地域住民が着なくなった洋服を集めて循環されるなど、様々な環境学習の好事例があるので、計画内で取り上げるべき。

以上